

投資信託説明書 (交付目論見書)



使用開始日

2026年1月16日

インデックスオープン・ アメリカ株式

追加型投信／海外／株式／インデックス型

| 商品分類 | | | | 属性区分 | | | | | |
|-------------|------------|-------------------|---------|----------------------------------|------|------------|---------------|-------------------------|---|
| 単位型・ 追加型 | 投資対象 地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 補足分類 | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象 地域 | 投資形態 | 為替 ヘッジ ^{※2} | 対象インデックス |
| 追加型 | 海外 | 株式 | インデックス型 | その他資産 (投資信託証券 ^{※1}) | 年1回 | 北米 | ファミリー ファンド | なし | その他 (S&P 500 [®] (配当込み、 円換算ベース)) |

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式 一般」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧いただけます。

当ファンドの委託会社は2025年8月12日に「PayPayアセットマネジメント株式会社」から「アセットマネジメントOne株式会社」に変更となりました。これに伴い、ファンドの名称が「PayPay投資信託インデックス アメリカ株式」から「インデックスオープン・アメリカ株式」に変更となりました。

この目論見書により行う「インデックスオープン・アメリカ株式」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年1月15日に関東財務局長に提出しており、2026年1月16日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
- 本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

【委託会社】[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日

資本金:20億円(2025年10月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:21兆9,760億円
(2025年10月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

【受託会社】[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

S&P 500[®](配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1 米国の株式を主要投資対象とし、S&P 500[®](配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- S&P 500インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場している株式に実質的に投資します。
※S&P 500[®]とは、米国の投資情報会社であるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが算出、公表している株価指数で、米国の大企業500銘柄を時価総額で加重平均し算出したものです。
- S&P 500[®](配当込み、円換算ベース)への連動性を高めるため、上場投資信託証券に投資を行う場合があります。また、有価証券先物取引等を活用する場合があります。
- マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。

※株式、上場投資信託証券等に直接投資を行う場合があります。

2 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

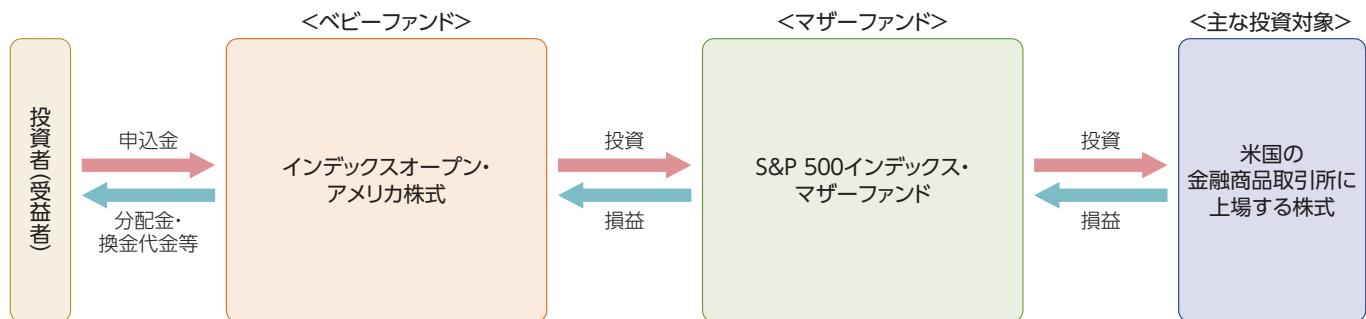


ファンドの目的・特色

■ ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※株式、上場投資信託証券等に直接投資を行う場合があります。

■ 主な投資制限

- ・マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

■ 分配方針

- ①毎決算期に収益の分配を行う方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行わない場合もあります。
- ②分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ③信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



ファンドの目的・特色

■マザーファンドの概要

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | S&P 500インデックス・マザーファンド |
| 主要投資対象 | 米国の金融商品取引所に上場する株式 |
| 投資態度 | <p>①主として、米国の金融商品取引所に上場する株式に投資を行います。</p> <p>②S&P 500®(配当込み、円換算ベース)への連動性を高めるため、上場投資信託証券に投資を行う場合があります。</p> <p>また、有価証券先物取引等を活用する場合があります。</p> <p>③株式の組入比率は原則として高位を維持します。</p> <p>④組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</p> |

○マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。

指数の著作権等

S&P 500®はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社([SPDJI])の商品であり、この使用ライセンスがアセットマネジメントOne株式会社(以下「アセットマネジメントOne」)に付与されています。S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社([S&P])の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC([Dow Jones])の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、アセットマネジメントOneにより一定の目的でサブライセンスされています。本商品は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P 500®のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動 リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、当ファンドが実質的に組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

為替 リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

カントリー・ リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。また、法制度や決済制度、政府規制、税制、送金規制等の変化により、運用の基本方針に沿った運用を行うことが困難になる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことです、受益者毎に異なります。
 - ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてS&P 500[®](配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス採用全銘柄を組入れない場合があること、資金流入入から組入銘柄の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



投資リスク

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率がない期間については、連動する投資成果を目指す対象インデックスの年間騰落率を表示しており、ファンドの実績ではありません。

*対象インデックス算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。

*ファンドの対象インデックスはS&P 500[®]（配当込み、円換算ベース）です。

各資産クラスの指標

| | | |
|------|--|---|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指標の指値および同指標にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指値の算出、指値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウおよび同指標にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース) | 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指標で、日本を除く世界の主要先進国の株価指標を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) | 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指標で、新興国の株価指標を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI国債 | 「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指標です。同指標の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) | 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース) | 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指標です。同指標に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |

(注)海外の指標は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

データの基準日:2025年10月31日

基準価額・純資産の推移 《2023年3月22日～2025年10月31日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

(設定日:2023年3月22日)

分配の推移(税引前)

| | |
|----------|----|
| 2024年 4月 | 0円 |
| 2025年 4月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

| 順位 | 銘柄名 | 比率(%) |
|----|-----------------------|--------|
| 1 | S&P 500インデックス・マザーファンド | 100.00 |

■S&P 500インデックス・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内訳は、国／地域を表します。

資産の状況

| 資産の種類 | 比率(%) |
|-----------------------|--------|
| 株式 | 96.85 |
| 内 アメリカ | 94.18 |
| 内 アイルランド | 1.86 |
| 内 スイス | 0.26 |
| 内 リベリア | 0.12 |
| 内 バミューダ | 0.11 |
| 内 その他 | 0.32 |
| 投資証券 | 1.69 |
| 内 アメリカ | 1.69 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 1.46 |
| 合計(純資産総額) | 100.00 |

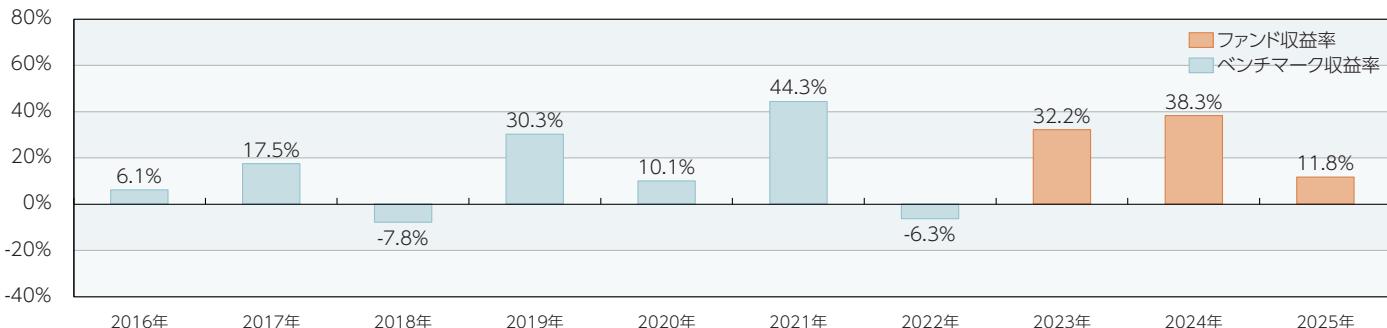
組入上位10銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 業種 | 比率(%) |
|----|-----------------------------|----|------|---------------------|-------|
| 1 | NVIDIA CORP | 株式 | アメリカ | 半導体・半導体製造装置 | 8.38 |
| 2 | APPLE INC | 株式 | アメリカ | コンピュータ・周辺機器 | 6.82 |
| 3 | MICROSOFT CORP | 株式 | アメリカ | ソフトウェア | 6.62 |
| 4 | AMAZON.COM INC | 株式 | アメリカ | 大規模小売り | 3.66 |
| 5 | BROADCOM INC | 株式 | アメリカ | 半導体・半導体製造装置 | 3.00 |
| 6 | ALPHABET INC-CL A | 株式 | アメリカ | インターネット・メディアおよびサービス | 2.77 |
| 7 | META PLATFORMS INC | 株式 | アメリカ | インターネット・メディアおよびサービス | 2.45 |
| 8 | ALPHABET INC-CL C | 株式 | アメリカ | インターネット・メディアおよびサービス | 2.23 |
| 9 | TESLA INC | 株式 | アメリカ | 自動車 | 2.09 |
| 10 | BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B | 株式 | アメリカ | 金融サービス | 1.49 |

株式組入上位5業種

| 順位 | 業種 | 比率(%) |
|----|---------------------|-------|
| 1 | 半導体・半導体製造装置 | 14.88 |
| 2 | ソフトウェア | 11.06 |
| 3 | インターネット・メディアおよびサービス | 7.46 |
| 4 | コンピュータ・周辺機器 | 7.26 |
| 5 | 大規模小売り | 3.73 |

年間收益率の推移(暦年ベース)



※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2023年は設定日から年末までの收益率、および2025年については年初から基準日までの收益率を表示しています。

※2022年以前は、ベンチマークの收益率を表示しています。当ファンドのベンチマークは「S&P 500®(配当込み、円換算ベース)」です。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|--------------------|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位(当初元本1口=1円) |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。) |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払ください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入の申込期間 | 2026年1月16日から2026年7月15日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 |
| 購入・換金申込不可日 | 以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨークの銀行の休業日 •ニューヨーク証券取引所の休業日 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。 |
| 信託期間 | 無期限(2023年3月22日設定) |
| 繰上償還 | 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 •受益権口数が10億口を下回ることとなった場合 •信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 •やむを得ない事情が発生した場合 |
| 決算日 | 毎年4月15日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。 |
| 信託金の限度額 | 1兆円 |
| 公告 | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。 |
| 運用報告書 | ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」および「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 |



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | | |
|--|--|-----------|
| 購入時手数料 | | ありません。 |
| 信託財産留保額 | | ありません。 |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.09372%(税抜0.0852%)</p> <p>信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <p>※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> | |
| | 支払先 | 内訳(税抜) |
| | 委託会社 | 年率0.0326% |
| その他の費用・手数料 | 販売会社 | 年率0.0346% |
| | 受託会社 | 年率0.0180% |
| | <p>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</p> <p>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</p> <p>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</p> | |
| <p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 信託事務の処理に要する諸費用 外国での資産の保管等に要する費用 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p> | | |

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※上場投資信託(ETF)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託(ETF)の費用は表示しておりません。

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|-------------------|-----------|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時 および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2025年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



手続・手数料等

(参考情報) ファンドの総経費率

| 総経費率(①+②) | 運用管理費用の比率 ① | その他費用の比率 ② |
|-----------|-------------|------------|
| 0.09% | 0.06% | 0.03% |

※対象期間は2024年4月16日～2025年4月15日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※「ファンドの総経費率」には、ファンドが組み入れている投資信託証券の運用管理費用(約0.03%)は含まれておりません。

※詳細につきましては、対象期間の「PayPay投資信託インデックス アメリカ株式」の運用報告書(全体版)をご覧ください。

上記の「(参考情報) ファンドの総経費率」は、PayPayアセットマネジメント株式会社から提供されたデータです。

なお、2025年8月12日に以下の約款変更を実施しており、上記の当ファンドの総経費率は約款変更前の総経費率です。

・主要投資対象：「上場投資信託証券」から「マザーファンド受益証券」に変更

・信託報酬率(税込)：「年率0.0506%」から「年率0.09372%」に変更

・「その他費用の比率②」に含まれる法定開示にかかる費用：「ファンド負担」から「委託会社負担」に変更

(今後の法定開示にかかる費用は委託会社が受け取る信託報酬から支払われます。)

※今後ご負担いただく費用については、9ページに記載の「投資者が信託財産で間接的に負担する費用」をご覧ください。

